

平成 25 年 5 月 31 日

登録業者 各位

那覇市都市計画部
契約検査課長

電子入札における開札時の立会いについて

競争入札の開札については、地方自治法施行令に基づき入札者の立会いの下で開札を行っていましたが、同法施行令が改正されたことに伴い、今後の立会い方法については下記のとおりとします。

記

1. 内容

地方自治法施行令の改正（平成 23 年 12 月 26 日施行）により、電子入札における開札については、「入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がない」場合は、入札者の立会いを行わずに開札することができるとされています。

本市の利用する電子入札システムは開札時までは誰も開封することができず入札金額の改ざん等の不正行為が行われる余地がないようシステムが構築されています。したがって、今後は電子入札システムにより開札を行う案件に限り入札者の立会いを行わないで開札することとします。

なお、不正行為のおそれ等の理由により、立会いを認める場合がありますので、立会いを希望する方はあらかじめ問い合わせてください。

2. 適用開始日

平成 25 年 6 月 3 日以降の開札案件から

3. その他

紙入札案件については、これまでどおり入札者を立ち合わせて開札を行います。

問合せ先
那覇市契約検査課
TEL 098-951-3253
FAX 098-951-3254